

平成30年5月8日開催

第2回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

平成30年度 第2回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 平成30年5月8日(火)
2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
閉 刻 14時14分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 18人

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 会 長     | 18番 | 新国 純一 |
| 会長職務代理者 | 17番 | 石丸 博雄 |
| 委 員     | 1番  | 菅井 誠  |
| 委 員     | 2番  | 菅井 美徳 |
| 委 員     | 3番  | 原田喜一郎 |
| 委 員     | 4番  | 西原 弘子 |
| 委 員     | 5番  | 石山 幸一 |
| 委 員     | 6番  | 大河原正一 |
| 委 員     | 7番  | 梶田 政實 |
| 委 員     | 8番  | 早川 剛司 |
| 委 員     | 9番  | 小野 人司 |
| 委 員     | 10番 | 須藤 智弘 |
| 委 員     | 11番 | 中村 肇  |
| 委 員     | 12番 | 笹原 仁  |
| 委 員     | 13番 | 岡田 一司 |
| 委 員     | 14番 | 林 秀和  |
| 委 員     | 15番 | 上野 邦彦 |
| 委 員     | 16番 | 鈴木 和弘 |

5. 欠席委員 0人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 委 員 | 7番  | 梶田 政實 |
| 委 員 | 15番 | 上野 邦彦 |

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・  
評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動  
計画についての検討及び公表について

議案第2号 下限面積(別段面積)の設定について

議案第3号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約につ  
いて

議案第4号 農業振興地域整備計画変更(用途区分変更)について

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第6号 河川区域内の土地(農地)の権利譲渡承認申請について

議案第7号 あっせん委員の指名について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

土地利用集積計画について  
議案第9号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

|             |       |
|-------------|-------|
| 事務局 長       | 河本 伸二 |
| 農地・農業振興担当係長 | 小川 哲也 |
| 農地・農業振興担当係長 | 斉藤 勝彦 |
| 農地・農業振興担当係長 | 森谷 智之 |
| 農地・農業振興担当係長 | 梶田 淳一 |
| 農地・農業振興担当主任 | 市原 英二 |

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された平成30年度第2回（H30.5.8）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員18名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、7番 梶田委員、15番 上野委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆諸般の報告

1. H30.4.6（金）13：30～

第1回農業委員会総会

2. H30.4.9（月）～10（火）

第96回オホーツク農業委員会連合会通常総会【紋別市紋別セントラルホテル】新国会長、河本局長出席

【内 容】

平成29年度オホーツク優良農村青年表彰が行われ、16人の方が表彰されました。遠軽町からは鈴木竜一氏が表彰されました。

総会では、平成29年度事業報告と収支決算、平成30年度事業計画と収支予算（案）が提案され、承認を受けています。

また、総会後に行われた地区別農業委員会会長・事務局長会議では、平成31年度に向けた農業予算に関する要望等について協議しております。

3. H30.4.20（金）13：30～

平成30年度遠軽町農業推進協議会総会及び遠軽町農業再生協議会総会【役場3階大会議室】河本事務局長出席

【内 容】

推進協議会では、平成29年度農畜産各事業実績報告と平成30年度主要予算について協議し、承認されました。

再生協議会では、平成29年度事業実績報告、決算報告と平成30年度事業計画、収支予算（案）について協議し、承認されました。

◆今後の予定

1. H30. 5. 10（木）～11（金）

オホーツク農業委員会連合会事務局長会議【北見市農業委員会会議室】  
河本事務局長出席予定

2. H30. 5. 16（水）～17（木）

平成30年度オホーツク総合振興局農政施策推進会議【オホーツク総合振興局】

小川係長、斉藤係長出席予定

3. H30. 5. 21（月）～22（火）

農業者年金業務新任職員研修会【札幌市自治労会館】  
斉藤係長出席予定

4. H30. 5. 23（水）10：00～

市町村農業委員会職員基礎研修会【札幌市自治労会館】  
斉藤係長出席予定

5. H30. 6. 6（水）13：30～

第3回農業委員会総会

議長 　　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 　　それでは、議案第1号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 　　議案第1号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

別紙様式2をご覧ください。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございます。

I 農業委員会の状況について

1 農業の概要については、農地台帳面積で8,226ha、総農家数178戸うち販売農家数が126戸となっており、農業就業者数が293人、認定農業者が85経営体となっております。

2 農業委員会の現在の体制についてでございますが、10月8日までが旧制度に基づく体制となっております。選挙委員14人、選任委員4人の合計18人となっております。10月9日から新制度に基づく体制となっております。農業委員18人となっております。

II 担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、1の現状としまして管内の農地面積が7,695ha、集積面積が6,069haで集積率は78.86%となっております。課題として後継者不足による高齢化や離農者が増加する傾向にあり、新たな農業担い手の確保が厳しい現状にあることから、農地集積が難しくなっています。2の実績としましては、集積目標100haに対しまして集積実績217haで達成状況は217%となっております。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、平成29年度実績で0経営体となっております。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、現状の遊休農地面積は22.7haで割合は0.29%となっております。目標に対する評価としては、遊休農地解消に努めたが解消できていない。活動に対する評価としては、今後、遊休農地解消に努め活動を実施していくとしています。

V 違反転用への適正な対応については、違反転用面積は0haとなっており、活動実績としては7・8月に農地利用状況調査を実施しています。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、1 農地法第3条に基づく許可事務について1年間の処理件数は6件、うち許可6件及び不許可0件となっております。処理期間は20日と標準処理期間を下回っております。2 農地転用に関する事務について1年間の処理件数は6件で処理期間は平均で20日となっております。3 農地所有適格法人からの報告については、16法人全てから報告を受けており、4 情報の提供等については賃借料情報の調査・提供と農地の権利移動等の状況把握、どちらも町ホームページで公表しています。

VII 事務の実施状況の公表等についてでございますが、1 総会等の議事録の公表については、ホームページで公表しております。活動計画の点検・評価の公表についてもホームページで公表しております。

続いて、別紙様式1平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。

I 農業委員会の状況については3ページと同様ですので、割愛します。

II 担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、今年度の集積目標を100haとしております。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、今年度の目標を1経営体としております。

IV 遊休農地に関する措置についてでございますが、遊休農地の解消面積を22.7haとし、地区ごとに巡回・調査を実施する計画でございます。

V 違反転用への適正な対応については、町内の巡回と違反者への聞き取り等を計画しております。

以上説明を終わります。

議 長 これより、議案第 1 号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第 2 号「下限面積（別段面積）の設定について」の説明をいたします。  
議案書をご覧ください。

下限面積（別段面積）の設定について

平成 21 年 1 2 月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところによりこれを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなった。

また、「農業委員会の適正な事務実施について（平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知）」が平成 22 年 1 2 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなった。

このため、今年度の下限面積（別段面積）の設定について審議し、次のとおり設定する。

なお、設定後は、その内容を遠軽町ホームページに掲載するものとする。

#### 記

- 1 農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用について
  - ①方針 現行の下限面積（別段面積）2 ha の変更は行わない。
  - ②理由 2015 年世界農林業センサスで、町内の農家で 2 ha 以上の農地を耕作している農家が、全農家数の 8 割を超えているため。
- 2 農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用について
  - ①方針 現行の下限面積（別段面積）2 ha の変更は行わない。
  - ②理由 町内の耕作放棄地率は 0.29% と低い状況であるため。

16 ページに 2015 年世界農林業センサスを掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約  
について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約につい  
て」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 内」・地目「公簿及び現況は  
畑」・面積 (㎡) 「4, 879」

3 通知の理由

平成23年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸貸  
借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、  
双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が  
合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当  
しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号についての質疑を行います。「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。（13：47～13：47）

議長 再開します。

これより、議案第3号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号の審議が終了しましたので「●番 ●●委員」を入室させます。

暫時休憩いたします。（13：48～13：48）

議長 再開します。

●●委員に申し上げます。

議案第3号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」は、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）について」2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第4号「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

その1

1 用途区分変更の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」・面積（㎡）「14,747.50」

2 用途区分変更後の土地利用計画

酪農経営の規模拡大のため、牛舎・スラリーストア・バンカーサイロを建設する。

3 用途区分変更後の土地利用計画面積



14,747.50㎡

- 4 用途区分変更の理由  
農業用施設建設のため  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が農業用施設を建設するための計画変更申請があった件でございます。

その2

- 1 用途区分変更の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」・面積(㎡)「1,585.36」
- 2 用途区分変更後の土地利用計画  
農業用機械の適正管理のため、格納庫を建設する。
- 3 用途区分変更後の土地利用計画面積  
1,585.36㎡
- 4 用途区分変更の理由  
農業用施設建設のため  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が農業用施設を建設するための計画変更申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号「その1」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第4号「その1」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「その2」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第4号「その2」について、原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

その1

1 申請人の住所氏名

紋別郡遠軽町●●●

農 業 ●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積(m<sup>2</sup>)「14,747.50」

3 申請の理由

農業用施設(牛舎)を建設するため

4 施設の概要

名称「牛舎」・棟数「1」・面積(m<sup>2</sup>)「2,694.42」  
名称「スラリーストア」・棟数「1」・面積(m<sup>2</sup>)「711.21」  
名称「バンカーサイロ」・棟数「3」・面積(m<sup>2</sup>)「1,173.12」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、牛舎等を建設する件でございます。  
農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。  
許可基準は、農地法第4条第6項及び農業振興地域の整備に関する法律第17条と判断されます。

その2

1 申請人の住所氏名

紋別郡遠軽町●●●

農 業 ●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積(m<sup>2</sup>)「1,585.36」

3 申請の理由  
農業用施設（機械格納庫）を建設するため

4 施設の概要  
名称「機械格納庫」・棟数「1」・面積（㎡）「855.36」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、機械格納庫を建設する件でございます。  
農地区分は、農用区域内農地と判断されます。  
許可基準は、農地法第4条第6項及び農業振興地域の整備に関する法律  
第17条と判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第5号「その1」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第5号「その1」について、原案のとおり決定することにご異議あ  
りませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「その2」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第5号「その2」について、原案のとおり決定することにご異議あ  
りませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「河川区域内の土地（農地）の権利譲渡承認申請につ  
いて」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第6号「河川区域内の土地（農地）の権利譲渡承認申請について」  
を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 申請人の住所・氏名

譲渡人 紋別郡遠軽町 ●●●  
●● ●●

譲受人 紋別郡遠軽町 ●●●  
●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●地先」・現況「畑」・面積  
(㎡)「2,690」

3 申請の理由

譲渡人 既に経営移譲しており、賃貸借している農地に隣接する  
当該地(河川敷地)の権利についても譲渡したい。

譲受人 賃貸借した農地に隣接する当該地の権利も譲り受け、営  
農の充実と生産性の向上を図りたい。

4 経営の状況

区分「譲受人」・自作地(㎡)「476,264.85」・貸付  
地(㎡)「-」・借入地(㎡)「276,164」・合計(㎡)  
「752,428.85」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第6号についての質疑を行います。「農業委員会等に  
関する法律31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席  
を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(14:00~14:00)

議長 再開します。  
これより、議案第6号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
議案第6号の審議が終了しましたので「●番 ●●委員」を入室させ  
ます。  
暫時休憩いたします。(14:01~14:01)

議 長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第6号「河川区域内の土地（農地）の権利譲渡承認申請については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第7号「あっせん委員の指名について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第7号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人  
紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 あっせん申出の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は  
全て畑」・面積（㎡）「6, 862」

3 あっせん申出の内容  
売買  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、議案第3号で合意解約した農地であります。  
以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第7号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して  
おりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませ  
んか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
それでは、議案第7号のあっせん委員については、9番小野委員、1  
3番岡田委員を指名します。  
各委員は、宜しくお願ひします。  
次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ  
る農用地利用集積計画について」3件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号1につきましては、賃貸借でございます。  
整理番号1、所在「●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「10,000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H30.6.1」・終期「H33.5.30」・期間「2年11ヶ月」金額（円）「年40,000」・支払方法「毎年12月25日までに指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号2、3につきましては、所有権移転でございます。  
整理番号2、所在「●●●、●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 75,941」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「H30.5.15」・支払時期「H30.6.30」・金額（円）「全筆4,000,000」・支払方法「指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、4月の第1回総会であっせんの申出のあった農地について、あっせん委員が譲渡人、譲受人と協議の結果、売買が成立した件でございます。

整理番号3、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑、用悪水路・現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 38,675」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「H30.5.15」・支払時期「H30.10.31」・金額（円）「全筆3,800,000」・支払方法「指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、4月の第1回総会であっせんの申出のあった農地について、あっせん委員が譲渡人、譲受人と協議の結果、売買が成立し

た件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第 8 号「整理番号 1」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第 8 号「整理番号 1」については、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第 8 号「整理番号 2」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第 8 号「整理番号 2」については、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第 8 号「整理番号 3」についての質疑を行います。 「農業  
委員会等に関する法律 31 条」の規定に抵触する案件ですので、関係する  
委員の退席を求めて審議を行います。  
「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(14:09～14:09)

議 長 再開します。  
これより、議案第 8 号「整理番号 3」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第 8 号「整理番号 3」は、原案のとおり決定することにご異議あり  
ませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
議案第 8 号「整理番号 3」の審議が終了しましたので「●番 ●●委

員」を入室させます。

暫時休憩いたします。(14:10～14:10)

議長

再開します。

●●委員に申し上げます。

議案第8号「整理番号3」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第9号「現況証明願いについて」4件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局

議案第9号「現況証明願いについて」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号13、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m<sup>2</sup>)「2,203」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「13番岡田委員、17番石丸委員、9番小野委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局

この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、13番岡田委員、17番石丸委員、9番小野委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局

整理番号14、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m<sup>2</sup>)「2筆合計 80,614」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「17番石丸委員、9番小野委員、12番笹原委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局

この件につきましては、現況が山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、17番石丸委員、9番小野委員、12番笹原委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局

整理番号15、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m<sup>2</sup>)「2筆合計 51



9」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「5番石山委員、2番菅井（美）委員、9番小野委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、5番石山委員、2番菅井（美）委員、9番小野委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 整理番号16、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「320」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第9号「整理番号13」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。議案第9号「整理番号13」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第9号「整理番号14」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議 長        それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
              議案第9号「整理番号14」について、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。  
              （異議なしの声）

議 長        異議なしと認めます。  
              従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

              次に、議案第9号「整理番号15」についての質疑を行います。  
              質疑ありませんか。  
              （質疑なしの声）

議 長        それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
              議案第9号「整理番号15」について、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。  
              （異議なしの声）

議 長        異議なしと認めます。  
              従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

              次に、議案第9号「整理番号16」についての質疑を行います。  
              質疑ありませんか。  
              （質疑なしの声）

議 長        それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
              議案第9号「整理番号16」について、原案のとおり決定することにご  
異議ありませんか。  
              （異議なしの声）

議 長        異議なしと認めます。  
              従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

              以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
              これもちまして、平成30年度第2回農業委員会総会を閉会します。